

論 説

不確実性と公正価値導入の財務諸表モデル

村 瀬 儀 祐

はじめに

- 1 財務諸表の新しい表示形式
- 2 公正価値評価の導入
- 3 測定不確実性の開示
- 4 将来予測と公正価値評価の会計基準の展開
- 5 新しい財務諸表モデルの制度的意味

おわりに

はじめに

現代の財務諸表においては、「パラダイム・シフト」と言われるような大きな変化が生まれようとしている。取得原価主義，原価配分，費用収益対応の基礎的概念にもとづいた伝統的な財務諸表は廃棄され，それに代わって将来予測要素と公正価値評価を大きく取り込んだ新しい財務諸表が展開しようとしている。その傾向は，アメリカ公認会計士協会（American Institute of Certified Public Accountants：AICPA）⁽¹⁾ の「財務報告に関する特別委員会（The Special Committee on Financial Reporting）」による「ビジネス・レポートの包括モデル（a comprehensive model of business reporting）」の勧告（1994年）にも顕著にみられる。そこでは，財務諸表の伝統的なモデルの廃棄と新しいモデルへの切り替えが大胆に主張されている。本稿では，AICPAの委員会の勧告する財務諸表モデルを紹介するとともに，そのような財務諸表モデルの制度的な性質について検討するものである。

1 財務諸表の新しい表示形式

AICPAの委員会は、「ビジネス・レポートの包括モデル」を勧告している。そこでは、時代の変化のなかで財務諸表は財務諸表のユーザーのニーズに適合するように改造されなければならない、と主張されている。すなわち「急速な変化の時代にあつて、企業の報告は変化の速度に後れをとっており、ユーザーが知りたいとするものを提供できないリスクが増大している。今日、これまでに以上に、企業報告はユーザーの変化するニーズに歩調を合わせなければならない。さもなくばその適合性をなくすことになるであろう」⁽¹⁾として、「カスタマー・フォーカス (customers focus)」の視点に立ったビジネス・レポートの改革案が示されている。

委員会は、ユーザーの変化するニーズに基づいて企業報告は以下の要件を満たさなければならない、とする。

- 「(a) 経営者のプランや機会、リスク、測定の不確実性を含む、将来志向の概観 (a forward-looking perspective) をともなった情報をもっと提供すること。
- (b) 鍵となるビジネスのプロセスがどのように遂行されたか示す非財務的測定を含む、より長期の価値をつくり出す要因にもっと焦点をあてること。
- (c) 企業を経営する上級経営者に対して報告する情報と外部に報告される情報をよりよく同調させること。」⁽²⁾

AICPAの委員会が提案する財務諸表モデルは、経営活動をコア (core) とノンコア (non-core) に分けて表示するところに特徴をもつ。損益計算書はコア利益 (core earning) とノンコア利益 (non-core earning) に分割して表示し、貸借対照表はコアとノンコアの資産と負債を区分して表示し、特にノンコアの資産と負債については公正価値による測定が勧告されている。委員会が勧告する損益計算書と貸借対照表の新しいモデルを、現行のモデルと比較して示すと、第1表と第2表のようになる。

第2表 貸借対照表（製造会社）

現 行 実 務	コア／ノンコア概念
流動資産： 現金 売掛金、純額 棚卸資産、純額 繰延税金 その他の流動資産 流動資産 建物、機械、設備 その他の長期命数資産 資産合計	流動資産： 現金 売掛金、純額 棚卸資産、純額 繰延税金 その他のコア流動資産 ノンコア流動資産（価値評価される） 流動資産 建物、機械、設備 その他の長期命数資産 長期命数ノンコア資産（価値評価される） 資産合計
流動負債： 買掛金 未払所得税 短期借入金 流動負債合計	流動負債： 買掛金 未払所得税 短期借入金 ノンコア流動負債（価値評価される） 流動負債合計
長期借入金 繰延税負債 その他の負債 負債合計	長期借入金 繰延税負債 その他の負債 ノンコア負債（価値評価される） 負債合計
株主持分（構成要素の揭示） 負債株主持分合計	株主持分（構成要素の揭示） 負債株主持分合計

（出所）AICPA, Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, Improving Business Reporting-Customer Focus, 1994.

会社のコア活動について以下のように規定されている。

「コア活動とは、通常のもしくは継起する活動、取引、事象（usual or recurring activities, transactions and events）である。通常（usual）とは、活動が普通のものであり、企業にとって典型的なものを意味する。継起する（recurring）とは、活動、取引、事象が間隔をおいて再度生起すると考えられるものを意味する。コア活動は、通常の繰り返す営業活動と継起する営業外損

益を含む。』⁽³⁾

これに対してノンコア活動については以下のように規定されている。

「ノンコアの活動、取引、事象は、特別なもの（unusual）（特定の企業にとって典型的ではないもの）もしくは継起することのないもの（non-recurring）（近い将来においてもしくは特定の間隔において継起することがないもの）である。』⁽⁴⁾

ノンコア活動として、以下のものが例示されている。⁽⁵⁾

- ・ 中断した営業（経営者が中止もしくは廃棄を考えている事業）
- ・ 近い将来に生じると考えられないに異常に大きな取引
- ・ 希にしかおきない自然災害の影響
- ・ 会計原則の変更の影響

委員会が提示する損益計算書についてみると、以下のような特徴をもつ。

- 「・ 損益計算書は、二つの利益カテゴリーを次のような配列、すなわちコア利益、ノンコア事項、金融コストの順で表示する。
- ・ 利子利益と利子費用は、税引前利益の構成要素からはずされ、コア利益の下の金融コストのセクションに移行される。同じように債務の消滅から生まれる利得と損失は、特別損益項目から金融コストの構成要素へと移行され、別立てにして表示される。委員会は、金融コストがノンコアのものであると提案するものではない。むしろ金融コストが損益計算書において『ノンコア項目と金融コスト』のカテゴリーにて表示されるべきであるとするものである。利用者はビジネスを分析するのに投資の方法に関わらせることなくそれ自体として行う傾向があり、税引前利益から金融コストを分離させるのはそのようなアプローチに適合している。しかし金融サービスを営むビジネスは、営業活動と金融活動とを区別するのが困難であるか不可能であるために、金融コストを営業活動と一緒にして報告する必要もあろう。
 - ・ 異常なもしくは非継起的な取引ならびに事象の影響は、ノンコア利益の構成要素として独立して表示される。異常なもしくは非継起的なカテゴリーの金額は、収益と費用、利得、損失から移行され、再分類されることに

なる。

- ・ 現行の実務にあっては、中断した経営活動は、独立のビジネスラインもしくは顧客クラスごとに表示された会社の一構成部分と定義されている。しかしこの定義はあらゆる重要な中断活動を含むよう拡張され、中断事業の資産と活動の結果が实际的にも操作的にも財務報告目的に向けても区別できるようにされる。
- ・ 特別損益項目は減少することになる。特別損益の概念は有用なものとなるにはあまりにも狭く、異常なもしくは非継起的なカテゴリーと重複する。特別損益とされていた項目は、異常もしくは非継取的取引もしくは事象へと分類され、また債務に関係する場合には金融コストに分類されることになる。
- ・ 最低限、大規模会社は、コア利益とノンコア利益、金融コスト、純利益、これらに関連したデータを提供することになる。』⁽⁶⁾

委員会の提案するコア利益表示は、証券取引委員会（Securities and Exchange Commission: SEC）によってすでになされている異常なもしくは非継起的な事象または取引についての開示の要請と軌を一にし、このSECの開示要請に対してフレームワークを提供するものとなっている、としている⁽⁷⁾。

貸借対照表についてみると、そこでは資産と負債がコアとノンコアとに分別され、ノンコアの資産と負債については公正価値にて評価されることになっている。

コアの資産と負債とは、会社の通常のもしくは継起的な活動と取引、事象から生じたものである。これに対してノンコア資産と負債は、特別なもしくは非継起的な活動と取引、事象から生じたものであるとする。

ノンコア資産には、例えば以下のものがある⁽⁸⁾。

- (a) 近い将来に継起すると考えられない異常に多額の製品販売に関係した売掛金
- (b) 希にしか不動産投資をすることのない会社によって所有された投資目的の不動産

ノンコア負債には、例えば以下のものがある⁽⁹⁾。

(a) ノンコアの不動産に関係したモーゲージ負債のようなノンコア資産と密接に結びついた負債

(b) 中断したオペレーションに関係した偶発負債

コア資産については、これまでどおり歴史的な原価を中心とする評価方式が継承されるが、ノンコアの資産と負債については、公正価値による測定が勧告される。ノンコアの資産と負債の公正価値評価によって生まれる「未実現の評価益もしくは評価損における変化は、直接、株主持分にチャージもしくはクレジットされるべきである」⁽¹⁰⁾ としている。そのために持分項目においては以下のような算式によって、評価益と評価損の計上がなされる⁽¹¹⁾。

	会社の（セグメントの）継続的なオペレーションの価値
+	ノンコア資産の公正価値
-	ノンコア負債の公正価値
=	<u>会社持分の価値</u>

また委員会が例示した会社貸借対照表の具体例においては、持分の部は以下のようにになっている。

株主持分の部	
普通株式 \$ xxxxxxxx
追加払込資本 xxxxxxxx
留保利益 xxxxxxxx
純利益から排除された包括利益の累積額 <u>xxxxxxx</u>
株主持分総額 <u>\$ xxxxxxxx</u>

この貸借対照表の「株主持分の部」の表示例においては、ノンコアの資産と負債の公正価値評価によって生まれた評価差額は、「純利益から排除された包括利益の累積額」の項において計上されることになる。

以上にみた財務諸表モデルの特徴について検討してみよう。

2 公正価値評価の導入

AICPAの委員会によって提案された財務諸表モデルにおいては、資産と負債をコアとノンコアの概念に分けて、ノンコアのものについては公正価値評価を行い、そこでの評価差額については損益計算書を經由させず持分のセクションに直接、計上する。コアの資産と負債については、現行の「複合属性モデル(a mixed-attribute model)」が適用され、ここでは「特定の環境のもとで情報がユーザに最も有用となるように、原価か、低価、公正価値によって測定される」¹²⁾としている。コアの資産と負債について現行のモデル、すなわち歴史的な原価を中心とする複合属性モデルを継承することの理由については、次のように述べている。

- 「・現行のモデルは、企業を理解するに、またトレンドを識別するのに、利益とキャッシュフローの予測によって企業を評価するのに、ユーザーに高度に有用で、安定し一貫した判断基準を提供する。
- ・現行のモデルは、その額が市場取引にもとづいているために、信頼できる情報を提供する。」¹³⁾

そしてコアの資産と負債に対して「価値ベースの会計モデル(a value-based accounting model)」を適用するのは、以下の理由によって反対している。

- 「・価値ベースの会計モデルは、ほとんどのユーザーが会社を評価し、信用リスクを評価する方法と矛盾している。会社の価値の推定を提供することが貸借対照表の目的ではない。ユーザーは、一般的に、個々の資産の価値を加算し、個々の負債の価値を減算して、会社の継続的な活動を評価するものではない。むしろユーザーは、継続的な活動を、会社価値の支配的な作用因である将来の利益もしくはキャッシュフローにもとづいて評価している。利益もしくはキャッシュフローの予測は、普通、企業の個々の資産もしくは負債の価値を知ることに依拠しているのではないし、またそのことによって助けられているとはいえない。
- ・価値ベースの会計モデルは、損益計算書と株主持分に許容できないほどの

変動性 (volatility) またはノイズを導入する。それは会社の将来の活動と繁栄を評価するに有用であるとはいえない。価値ベースの会計モデルは、継続経営の性格を反映するとはいえない。

- ・ 価値情報は、財務諸表において歴史的原価に取って代わるほどの十分な信頼性をもたない。価値の推測は、経営者によって主観的になされ、希薄な市場もしくは仮説的な市場モデルに依拠することになる。市場性のある資産ですら、ユーザーは、ある特定時点の価値が継続的な価値を表示しているかどうか疑問視している。
- ・ ユーザーは、価値についての特定の定義に同意しない。例えば、債権者は一般的に、精算価値に、おそらく差し押さえ状態にある価値に関心をもっている。これとは対照的に、投資家は通常、より長期の価値に関心をもっている。
- ・ 価値情報の報告のベネフィットは、コストを上回らない。^[14]

公正価値もしくは市場価値の採用は、ユーザーにとって有用性が明らかな場合に限られ、その場合でも、歴史的な原価情報と比較できるように表示されるべきである。脚注において、推測の基礎にある詳細な仮定が開示され、ユーザーによる開示額の修正ができるようにすべきである、としている。

委員会の提案においては、公正価値評価が適応されるのは、例えば以下のような資産と負債であるとしている^[15]。

- ・ 金融資産
- ・ 活発な中古市場からの市場価値が利用できる資産
- ・ 売却、返済、廃棄処分、継続経営の一部を構成しないことが予定されている非営業の資産と負債を含む非営業資産

ノンコアの資産と負債に対して公正価値評価が適用される理由について、委員会は次のように述べている。

「ノンコア資産の公正価値は、ビジネスに利用することにあるのではなく、究極の販売にあるのである。このようにこれらの資産の公正価値は、ユーザーに最も適合するものである。中断したビジネスの場合には、販売のために所有されている資産が企業そのものとなっている。そのビジネスの公正価値は、

販売から生じるキャッシュフローの最上の指標である。」⁽¹⁶⁾

委員会は、また販売のために所有されているノンコアの資産や負債についての未実現の評価益と評価損の変化は、直接、株主持分にチャージもしくはクレジットされるべきであると勧告している。その理由として、次の2点をあげている。

「第1に、ノンコア資産からの利益は、継続オペレーションを評価するに利用者にとって特に重要であるとはいえない。利用者は、定義によってそれがランダムであり、もしくは継続的なオペレーションに関係しないということで、その利益に多元的評価を適用せず公正価値を適用する。第2に、未実現の評価益もしくは評価損の認識が損益計算書にノイズを持ち込み、そのために継続的経営からの将来利益または将来キャッシュフローを予見するのに役立たないと、ユーザーは信じている。」⁽¹⁷⁾

3 測定不確実性の開示

AICPAの委員会によって提案された財務諸表モデルにおいては、将来予測要素の会計導入に伴う「測定不確実性 (measurement uncertainties)」⁽¹⁸⁾ が強調され、脚注にて予測の前提となる情報を十分に開示することが勧告されている。

現行の会計モデルにあっては、実際には多様なタイプの資産と負債の測定において不確実性が伴い正確性の程度は幅広く多様であるにもかかわらず、等しく確実な正確性をもった数値であるかのように表示されている。そこでは「相対的な精度 (relative precision)」を示すようなことはほとんどされていない。測定の正確性は、測定が将来の事象に対する仮定をどれほど含むかによって大きく変わってくる。特定の限られた資産と負債については、将来事象に対する仮定を含んでいないために、より正確な測定ができる。例えば以下の事項がそうである。

- ・ 現金報告額
- ・ 公正価値にて財務諸表に報告された主要な市場にて取引された市場性のあ

る有価証券の価値

- ・償却原価にて財務諸表に報告された債務額

しかしながら他の多くの事例においては、資産と負債の測定は将来事象についての仮定を前提にしている。例えば以下の事項がそうである。

- ・貸倒引当金計上対象の売掛金
- ・償却原価かもしくは推定実現可能価値のいずれか低い額によって報告された映画開発原価の資本化額
- ・原価マイナス陳腐化引当金が計上される技術的陳腐化にさらされる棚卸資産
- ・進行基準によって報告された長期契約投資
- ・公正価値にて報告された市場性のない投資
- ・推定支払額によって報告された偶発負債

資産と負債の測定の相対的な精度についての情報は、ユーザーにとって、以下の評価を得るのに極めて重要なものである。

- ・報告利益の質
- ・存在する資産と負債に関係した機会とリスク
- ・ビジネスに関係した機会とリスク

したがって財務諸表は、資産と負債を測定するのに用いられた推定と仮定について開示するものでなければならない。このように測定不確実性についての開示が改善されることが勧告されている。

とりわけ会社は以下のことをすべきである。

- 「・財務諸表脚注において、重要な測定不確実性を有する特定のタイプの資産と負債を明らかにする。
- ・重要な測定不確実性を有する資産と負債について、その報告額がいかに関引き出され、測定対象とされた将来事象についての推定と仮定、判断がいかになされたか開示する。」⁽¹⁹⁾

以上に見たように、AICPAの委員会の財務諸表モデルにおいては、将来予測要素の会計導入にともなう測定不確実性について脚注開示することが勧告されている。脚注開示の充実によって、財務諸表本体への将来の見積もりと判断

要素の組み込みに対応しようとしている。

4 将来予測と公正価値評価の会計基準の展開

以上にみた AICPA の委員会の勧告する財務諸表モデルは、明らかに現代の新しい会計基準と会計実務の展開に対応しようとするものである。現代アメリカ会計においては、未来事象要素の導入や公正価値評価の適用といった傾向が、財務会計審議会 (Financial Accounting Standards Board: FASB) の表明する会計基準に顕著にみられる。AICPA の委員会による財務諸表モデルは、このような現代会計基準と会計実務の展開を支える受け皿づくりをしようとしたものである。

未来事象要素の導入や公正価値評価の傾向については、例えば FASB による以下の財務会計基準書 (Statement of Financial Accounting Standards: SFAS) に見られる。

- ・ SFAS No. 5. 「偶発事象の会計 (Accounting for Contingencies)」 (1975年) ; 売掛金の貸倒や製品保証損失、火災・爆発などによる企業資産の損傷リスク、財産差し押さえの可能性、係争中の訴訟などの偶発事象にともなう将来の推定損失について、(a) 資産の損傷もしくは負債の発生がプロバブルであり、(b) 損失額が合理的に推定できる場合には、その予測額を費用と負債に計上する。
- ・ SFAS No.43. 「有給休暇の会計 (Accounting for Compensated Absences)」 (1980年) ; 従業員がバケーションや病気等の理由で将来に職場を有給にて離れる場合、(a) 従業員に対する雇用者の義務が既に発生し、(b) その義務が確定し (vest) または累積 (accumulate) し、(c) 補償の支払いがプロバブルで、(d) 合理的に推定される場合に、補償原価 (費用) と義務 (負債) を計上する。
- ・ SFAS No.80. 「先物契約の会計 (Accounting for Future Contracts)」 (1984年) ; (a) ヘッジされる項目が価格 (もしくは利子) リスクに企業をさらし、(b) 先物契約がエクスポージャーを減少させる場合、すなわち先物契約の市

場価値とヘッジされた項目の公正価値あるいはそれと関連した利子収益と利子費用の変化の高い相関関係がプロバブルであるとき、先物契約の公正価値の変化から生じる利得もしくは損失は、持分修正項目として繰り延べられる。ヘッジと認められないものは、スペキュレーションとして市場価値変動を利得もしくは損失として期間の損益計算書に計上する。

- ・ SFAS No.87. 「年金についての雇用者の会計 (Employers' Accounting for Pension)」(1985年) ; 将来の年金支払いの予測をもとに、従業員の勤務年限の間に年金費用と年金負債が計上される。年金費用は、従業員給与の将来の昇給分を予測して保険数理計算によって得られた年金給付債務 (「予測給付債務 (projected benefit obligation)」) を現在価値にて割り引いて算定される。年金負債は、従業員の過去と現在の給与水準をベースにして保険数理計算によって得られた年金給付債務 (「累積給付債務 (accumulated benefit obligation)」) の現在価値のうち、年金資産の公正価値を上回る部分として計上される。年金費用と年金負債の算定については、従業員の退職率、死亡率、昇給率、割引率、プラン資産の期待長期投資収益など、将来の見積りや期待の要素に全面的に依存する。
- ・ SFAS No.106. 「年金以外の退職後給付を支給する雇用者の会計 (Employers' Accounting for Post Retirement Benefits Other Than Pensions)」(1990年) ; 従業員の退職後の医療等給付に対する債務を見積り、これを従業員の勤務期間にわたって割り付け、勤務原価を費用計上する。勤務原価を中心とする期間退職後給付原価額より基金拠出額が少ない場合には、未払退職後給付原価が負債として計上される。退職後給付債務の予測には、多くの見積りもと仮定の要素が含まれる保険数理計算が採用される。
- ・ SFAS No.114. 「減損した信用についての債権者の会計 (Accounting by Creditor for Impairment of Loan)」(1993年) ; 債権者の信用について回収不能性がプロバブルで損失額が合理的に見積り可能である場合に、減損予測額を期間の費用と引当金勘定に計上する。減損額の評価は、(a) 当初の契約時点での有効利率 (effective rate) によって割り引かれた将来キャッシュフローの現在価値か、(b) ローンの市場価値もしくは担保が単独の支払いに

充てられると予測される場合の担保価値にもとづく。

- ・ SFAS No.115. 「負債証券と持分証券への特定の投資に関する会計基準 (Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities)」 (1993年) ; 負債証券と持分証券を経営者の意図もとづいて「満期保有目的 (held-to-maturity)」と「売買目的 (trading)」, 「売却可能 (available-for-sale)」に分類し, 「満期保有目的」証券については償却原価にて報告し, 「売買目的」証券と「売却可能」証券については公正価値による評価がなされるが, 未実現損益は「売買目的」証券については当期利益に含め, 「売却可能」証券については株主持分項目に計上する。ここでいう公正価値とは, 一般に, 市場価格のことをさすが, 市場価格が参照できない場合には, リスク調整された利率をもって将来キャッシュフロー予測額を割引いた現在価値も含められる⁽²⁰⁾。
- ・ SFAS No.121. 「長期命数資産の減損と除却に関する会計 (Accounting for the Impairment of Long-Lived Assets and for Long-Lived Assets to be Disposed of)」 (1995年) ; 長期命数資産と特定の無形資産について, その運用額が回復できないと事象や環境が示しており, 資産運用額が資産の使用や除却から生まれる将来キャッシュフローの予測額より低い場合に, 減損の認識が行われる。減損損失の認識にあたっては, 資産の公正価値が採用される。
- ・ SFAS No.123. 「株式を基礎とした報酬の会計」 (Accounting for Stock-Based Compensation)」 (1995年) ; ストック・オプションの報酬費用は, 公正価値基準にもとづいてオプションの付与日に認識することができる。この場合, ストック・オプションの公正価値は, オプション価格設定モデルを用いて推定され, 借方に報酬費用, 貸方に追加払込資本の仕訳をもって計上される。

以上にみたように現代のアメリカ会計においては, 将来予測要素が大きく導入され, 公正価値評価が幅広く適用されている。これらの会計基準につづいて, スワップやオプションなどの金融派生商品について, 基本的な問題に向けた幅広いガイダンスの形成が FASB によって準備されている。1996年に公表された公開草案「デリバティブとそれと同じ金融商品の会計ならびにヘッジ活動の

会計 (Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities)⁽²¹⁾ においては、すべてのデリバティブ商品を資産もしくは負債に認識し、公正価値をもって測定することが提案されている。その結果、実現と未実現の利得と損失が財務諸表に報告されることになるが、どのように報告されるかについては、企業が明示するデリバティブの保有目的に応じて異なる。公正価値のエクスポージャーをヘッジするもの (「公正価値ヘッジ (Fair Value Hedges)」) については、デリバティブ商品の利得もしくは損失を発生した期間の利益に含める。キャッシュ・フロー・エクスポージャーをヘッジするもの (「キャッシュ・フロー・ヘッジ (Cash Flow Hedges)」) については、期間の利益に含めず、包括利益 (持分の構成要素) として報告する。外国事業体への投資について外貨エクスポージャーのヘッジに予定されたデリバティブについては、外貨取引利得もしくは損失に等しい公正価値の変動部分は、累積換算調整として包括利益 (持分の構成要素) とする。そしてデリバティブとされていないものやトレーディング目的のデリバティブについては、利得もしくは損失をその期間の利益に含める。このようにデリバティブの保有意図の違いにもとづいた利得もしくは損失の計上方式が示されている。デリバティブの会計基準にみられるように、今日、将来予測と公正価値評価の会計基準は、大きく広がろうとしている。

以上にみた新しい会計基準の形成は、取得原価の記録と期間への配分、収益への対応といった伝統的な会計計算のモデルと大きくかけ離れたものとなっている。伝統的な会計モデルにおいては、(1) 会計の記録の基礎を市場の交換取引に含まれる取引価格におき、(2) 利益は、実現のポイントにて認識された収益に対して期間配分された原価を対応することによって計上される。収益に対応される原価 (費用) は、当初記録された取引価格 (取得原価) を配分の計算操作をもって分割し、期間に割り付けて計算される。すなわち、いくつも認められた配分公式のなかから特定のものが選択され、その算術的な計算公式を機械的に適用することによって、収益に対応される原価 (費用) は算定される。このように伝統的なモデルにおいては、すでに生じた取引の記録と対応と配分の計算操作が大半を占め、そこでは資産と負債を将来の起こりうる可能性の予

測や仮定にもとづいて、直接測定するようなことは基本的なこととはされない。しかも記録の対象は、現金の支出によって得られた証券や発行して得られた対価をもつ債権のごとき「本体的商品 (primary instruments)」であり、先物やスワップ、オプションのごとき「派生的商品 (derivative instruments)」は、未履行契約として、決済にいたるまで記録の対象にされない（先物契約における差入証拠金やオプション契約におけるオプション料の支出額は別にして）。現代の会計基準、会計実務の傾向は、このような伝統的な会計計算のモデルから大きくかけ離れたものとなっている。そこでは、特定の資産と負債の要素については公正価値評価が適用される。さらに先物のようなデリバティブも会計記録の対象にされている。このような新しい現代の会計基準と会計実務の形成は、伝統的な財務諸表モデルに代えて新しいモデルへの転換を必要としている。新しい財務諸表モデルは、伝統的なモデルから離れた会計基準と会計実務を包摂する形式として形成されようとしているのである。

AICPA の委員会による財務諸表モデルは、その特有の形式からいくつかの特徴をもっている。

その一つとしてあげられるのは、新しい財務諸表モデルがこれまで以上に、公認会計士のプロフェッショナル性を想定しなければ制度として成り立たない性質をもっていることである。伝統的な会計計算モデルにおいては、配分公式の選択において判断要素が含まれているものの、そこで求められる会計判断は、対応と配分の枠組みに制約されて固定的なものであった。すなわち、ひとたび配分公式が選択されればその公式はむやみに変えるわけにはいかず、費用も配分公式の枠組みにしたがって事前に確定された金額が計上される。これに対して、現代の財務諸表モデルにおいては、測定されるべき事象の認識時点と測定属性の選択において、幅広い判断領域が成立する。会計認識を發揮 (trigger) すべきプロバビリテイの成立時点の確定、将来の予測の立て方、仮説の設定の仕方、利子率の想定 of 仕方など、多くの判断領域が成立する。したがって財務諸表数値には、測定不確実性がつきまとい、測定不確実性の脚注開示が必要になる。財務諸表の監査も、脚注に開示された測定不確実性を基礎として、会計判断の合理性にむけた監査が重要な意味をもってくる。財務諸表監査は、適正

性についての意見表明ではなく、多元的なレベルにおける会計判断の合理性に向けられる。AICPAの委員会による財務諸表モデルにおいては、財務諸表における客観的な情報については従来通りの監査が実行されるとともに、主観的な情報についても監査が実行されることが予定されている。すなわち新しい財務諸表モデルにおいては情報について利用できる客観的な証拠がほとんどない場合があり、そのために新しい監査基準が開発されなければならない。委員会の提案においては、監査について、高いレベルの保証から低いレベルの保証にいたるまでの、多元的なレベルの保証を認める必要がある、として以下のように述べている。

「より特殊的にそのような保証 (assurance) は、現行の証明基準のスタイルにおいて『プレゼンテーションの合理的基準 (reasonable basis for presentation)』と『プレゼンテーション基準への準拠』のアプローチを採用することが表明されるべきである。このアプローチにあつては、監査人は、財務諸表要素が個々のプレゼンテーションの基準に一致して表示されていること、ならびに経営者が基礎的な仮定とその要素に反映される分析について合理的な基礎を有していることを報告する。これとは対照的に、より客観的な情報の監査については、要素があらゆる重要局面において、適用可能な基準を満たして適正に表示されている (be fairly presented) ことを述べる。しかしこのようにいうのは、保証の合理性 (reasonableness) が確認された要素に対して適正性の意見表明をするに及ばないと委員会が結論したというのではない。むしろ適正性 (fairness) に到達する要請が不必要であるとしているのである。十分な実行期間を前提に、監査される情報の内的性質の違いに応じて、財務諸表要素が適正であるか、合理的であるか、いかに監査されたか、その違いについてユーザーが理解できるようになるであろうと委員会は信じている。」^[22]

現代の財務諸表モデルは大きく判断領域を取り入れるために、監査判断もこの会計判断自体の合理性をめぐって発揮されるものに拡大される。このような監査のもとでは、監査人の判断のプロフェッショナル性が重要な前提となる。現代の財務諸表モデルは、公認会計士のプロフェッショナル性に強く裏打ちさ

れなければ、制度として成立し得ない。

5 新しい財務諸表モデルの制度的意味

現代の財務諸表モデルの性質を明らかにする上で問われなければならないことは、なぜコアとノンコアの分類形式が取られなければならないのか、ということである。そのような分類形式の財務諸表は、その形式が生み出す会計効果を検討することによって明らかにすることができる。すなわち、損益計算書の利益をコアとノンコアに区分すること、そして貸借対照表の資産と負債をコアとノンコアに区別することは、それにともなって、新しい持分項目を生み出すことになる。すなわち期間の純利益からも排除され、留保利益にも算入されない、しかも払込株式持分や追加払込持分にも属さない独立の持分項目が生み出される。この独立の持分項目の存在によって、将来予測と公正価値の導入によって生まれる利益計算の変動性 (volatility) は抑制され、純利益概念は限定され、そして実質的に縮小化される。すなわち大きな利益変動額を生み出す事項についてはノンコア部門に含められ、公正価値評価の適用によって生まれる未実現利益については、会計上の利益概念から除外される。利益は限りなくコア利益に向けて限定される。このような会計効果がコアとノンコアの財務諸表形式を生み出した規定要因ではないかと思われる。現代の財務諸表モデルは、新しい持分項目の形成により、公正価値評価による未実現利益を損益計算から排除するための形式として意味をもつ。

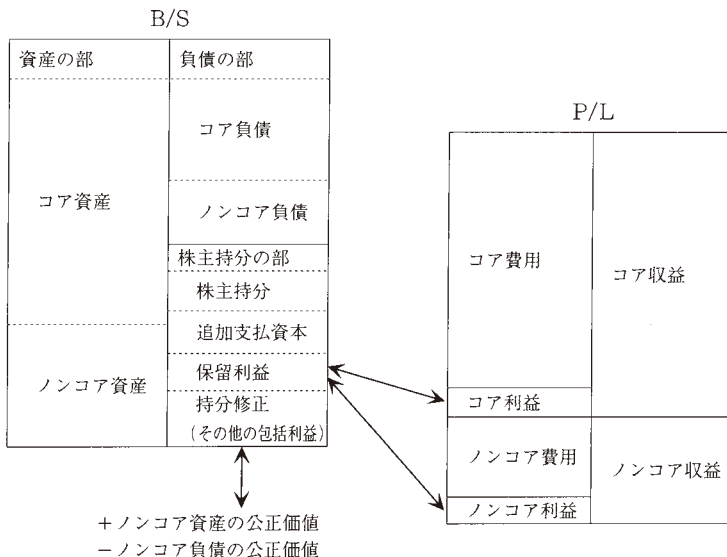
AICPAの委員会による財務諸表モデルにおいては、会計項目のコアとノンコアとの区別について、経営者の意図にゆだねている。コアとノンコアの一般的な規定はされているが、実際のところその境界設定は極めて曖昧であり、コアとノンコアの境界設定は、会社ごとに異なる可能性がある。したがって実質的には、コアとノンコアの境界設定は経営者の意図にもとづくことになる。すなわち委員会の報告書にあるように、「会社の活動は、経営者がノンコア活動と考えなければ、すべてコア活動であると想定される」⁽²³⁾。ノンコア活動は、経営者がノンコアとするからそのよう表示される。資産と負債は、経営者

がそれらをノンコアとすると意図すればノンコアの資産と負債として表示される。コアとノンコアの境界設定は、詰まるところ経営者の自由意思にしたがう。

このようにコアとノンコアとの区別が経営者の意図にしたがうとすれば、資産と負債の評価益の処理の如何は経営者の意図に従属する。すなわち、資産と負債についての評価益を期間の純利益として計上するか、持分項目に計上するかは、経営者の意図が決定的な要素となる。経営者の意図によって、評価益を純利益に含めることも、純利益から排除する（持分項目に計上する）ことも自由にできる。

コアとノンコアの概念の適用による貸借対照表と損益計算書の関係について図解すると、第3表のようになる。この表は、会計利益がどの部に計上されるか示したものである。損益計算書に計上されたコア利益とノンコアの利益は、貸借対照表の留保利益に計上される。貸借対照表においてノンコアに分類された資産と負債の公正価値による評価差額は、損益計算書を経由することなく、直接、持分項目に計上される。ここでは貸借対照表の持分項目が、資産と負債、費用、収益に対して中心的な位置を占めている。すなわち留保利益に含めよう

第3表 貸借対照表と損益計算書の関係



とするものは損益計算書の収益と費用に計上し、留保利益から排除し持分修正項目に計上しようとするものは資産と負債をノンコアに分類する。コアとノンコアの分類は、資産と負債に適用される概念というよりも、損益計算書を経由させて留保利益に計上するか、純利益から排除して持分修正項目とするかの選択に関わる概念となっている。すなわち持分項目への計上をどのようにするかということが、資産と負債の分類と評価、損益計算書の計算のあり方を規定する要因となる。持分項目は、会計計算の事後の結果として生まれるのではなく、持分項目への計上のあり方が、資産と負債、費用と収益を規定する。このような傾向は、すでに現行の会計実務においても見いだすことができる。

現行の財務諸表においてもすでに、損益計算書を経由せず直接、貸借対照表の持分項目に計上する会計実務が普及している。そのような項目として、(1) 外貨換算によって生じた換算修正項目や、(2) 売却可能とされた有価証券の評価益、(3) ヘッジ目的先物契約の公正価値による評価益をあげることができよう。これらの会計実務においては、経営者の意図のもとに、それぞれの項目を純利益計上から排除する（持分項目に計上する）ことが正当化されている。

(1) 外貨換算修正項目：FASBの会計基準書第52号、「外貨換算（Foreign Currency Translation）」（1981年）は、外国事業会社の財務諸表の換算に際して、テンポラル法の採用と換算差額を純利益に含める方式と、カレント・レート法の採用と換算差額を持分修正項目に含める方式のいずれかを選択適用する基準を設定した。両者の方式のうちのいずれを採用するかは、事業体の通貨が「機能通貨（functional currency）」であるかどうか、ということである。「機能通貨」とは、「事業単位が事業を行っている第一次的に重要な経済環境における通貨であり、通常は、事業単位が主として資金を獲得し、かつ消費している経済環境における通貨である」⁽²⁴⁾とされている。在外事業体が親会社から独立して活動している場合には、現地通貨（在外事業体で実際に使用されている通貨）が機能通貨となり、外貨表示財務諸表は機能通貨（現地通貨）にてすでに測定が終了していると考え、表示上でのみ通貨単位を報告通貨に変更する必要がある。この場合には在外事業体の外貨表示財務諸表の換算にはカレント・レート法が採用され、換算差額は持分修正項目とされる。他方、在外事業体が

親会社の延長であるような場合には、米ドルが機能通貨となり、機能通貨である米ドルにて測定されるまで測定は終了していないと考え、外貨表示項目の属性を変えずに米ドルにて測定し直す必要がある。この場合には、テンポラル法が採用され、換算差額は純利益に含められる。このように換算修正額を持分修正項目に含めるか、純利益に含めるかは、在外事業体の使用する通貨が機能通貨であるか否かということにもとづいている。FASBの基準書は、機能通貨の最終的な決定は、経営者の判断にゆだねている⁽²⁵⁾。機能通貨の決定には、大きく経営者の判断が介入し、そのために、換算差額を持分修正項目に含めるか、純利益に含めるかは、経営者の判断事項となる。すなわち貸借対照表の貸方項目の計上如何が、機能通貨の判定を規定することになる。

(2) 売却可能とされた有価証券の評価益；FASBの会計基準書第115号、「負債証券と持分証券への特定の投資に関する会計基準（Accounting for Certain Investments in Debt and Equity Securities）」は、負債証券と持分証券を(1)「満期保有目的」と(2)「売買目的」、(3)「売却可能」とに分類し、「満期保有目的証券」については償却原価にて記録し、「売買目的」と「売却可能」の証券については公正価値によって評価されるが、未実現利益は「売買目的」証券については当期利益に含められ、「売却可能」証券については持分項目に計上されたとした。FASB会計基準書第115号は、証券の分類については、経営者の意図に委ねている。したがって、証券を公正価値評価する場合に、評価益を純利益に計上しようとするれば「売買目的」証券とし、損益計算書を経由せず直接、貸借対照表の持分項目に計上しようとするれば、「売却可能」証券とする。証券そのものをとらえて、「売買目的」か「売却可能」か区別するのは不可能である。それらの証券の分類は、証券そのものの性質によるのではなく、純利益に計上するか、持分項目に計上するか、についての政策的配慮の違いから生み出される。すなわち証券の分類を規定する要因は、貸借対照表の借方ではなく、貸方にある。

(3) ヘッジ目的先物契約の公正価値による評価益；FASBの会計基準書第80号、「先物契約の会計」は、先物契約についてその市場価値の変動を発生した期間に計上することを要請している。その場合、先物契約をヘッジとスペキュ

レーションとに分類し、ヘッジとした先物契約については、市場価値変動を売却もしくは処分されるまで、持分の独立項目に含め、スペキュレーションとした先物契約については市場価値変動を利得または損失として損益計算書に計上するものとした。FASB 基準書第80号は、ヘッジかスペキュレーションかの認定基準を設け、ヘッジ対象 (hedged item) とヘッジ手段 (hedged instrument) が高い相関関係を有している場合にはヘッジ関係にあるとして、先物契約の市場価値変動を持分項目に計上するものとした。しかしながら「ヘッジ関係は概念的なものであり、ヘッジ対象とヘッジ手段は契約もしくは法律、その他同様の手段によって互いにリンクされているわけではない。そのためにヘッジ関係は容易に組み立てることができ、また解除することもできる。またヘッジ関係が成立していても、会計目的に対してはヘッジ関係とされない場合もありうる。」⁽⁹⁶⁾先物契約会計において、ヘッジ関係の認定は、経営者の判断にまかされ、市場価値変動を持分項目に計上するか否かに規定されることになる。

以上にみたように今日の会計基準と会計実務の実態をみても、持分項目に計上するか損益計算書に計上するかの判断が、機能通貨の認定や、売買目的証券と売却可能証券の分別、ヘッジ関係の認定を規定する要因となっていることは明らかである。機能通貨の認定の結果として、また売却可能証券の認定の結果として、ヘッジ判定の結果として、貸借対照表貸方の持分項目が計上されるのではない。期間の利益から排除 (持分項目に計上) しようとする経営者の意思が、機能通貨の如何、証券分類の如何、ヘッジ認定の如何を規定するとみることができる。このような現行の会計実務のあり方を、AICPA の委員会によるコアとノンコアの財務諸表モデルは否定するものではなく、むしろこれを全面的に合理化する仕組みを取っている。したがって、その財務諸表モデルにおいても、コアとノンコアの分類を規定する要因は、貸借対照表の貸方持分項目となると考えられる。

問題は、最近の会計基準や AICPA の委員会による財務諸表モデルに見られるように、期間利益算入排除の便宜ために生まれた持分修正項目に、多額で雑多な項目がますます計上されていることである。すなわち「持分は、明確な定義をされない増大しつつある重要情報のごみ箱 (dumpster) となろうとして

いる」²⁷⁾。とりわけ問題にされるのは、損益計算書を經由せず直接、貸借対照表の持分項目に計上される項目が多くなると、損益計算書と貸借対照表の「連携 (articulation)」が壊れることになる。これまで損益計算書と貸借対照表は、互いに連携し合い、損益はすべて損益計算書にて算定され、最終的に貸借対照表の留保利益に算入されてきた。この伝統的な仕組みを壊すわけにはいかない。そのために FASB は、財務諸表の表示形式についての会計基準のプロジェクトを組み、従来の損益計算書につけ加えて「包括利益計算書 (comprehensive income statement)」をフルセットの財務諸表の一つとして表示することを勧告しようとしている²⁸⁾。包括利益計算書は、従来、持分の部の一項目とされていたものを独立させ、これまで損益計算書を經由することなく計上されていた多様な持分修正項目を計上する場を提供する。包括利益計算書においては、損益計算書において計上された「純利益」につけ加えて「その他の包括利益」の内訳が計上され、そこで集計されて包括利益の残高が示される。すなわち損益計算書と貸借対照表との間に包括利益計算書を介在させることによって、連携が回復されるのである。このような包括利益計算書を新しく財務諸表につけ加えることによって、従来、期間利益算入排除、持分項目への算入といった措置は、単なる便宜的で例外的な措置でなくなり、合理性をもった処理であることになる。現在、FASB によって準備されているデリバティブの会計基準も、このような包括損益計算書の存在を前提にしてフォーミュレートされようとしている。すなわち「デリバティブとヘッジの会計と包括利益の報告は、すべてが織り合わされたものである」²⁹⁾とされている。包括損益計算書の存在によって、デリバティブの公正価値評価による未実現利益の多くは、損益計算書に計上しなくともよいようになる。この点を指摘して、FASB の公開草案は以下のように述べている。

「金融商品を公正価値にて測定することは、それらの商品について利得と損失を生み出すことになるが、そのことはおのずと、それらの利得と損失が純利益の一部として損益計算書に報告しなければならない、ということにはならない。FASB は、いくつかの利得と損失を純利益に算入し、その他のものを純利益から排除し、純利益の外側の包括利益の一部として報告すること

は適切であり、概念ステイトメントと一致していると信じている。』⁽³⁰⁾

FASBによる包括利益計算書の形成は、純利益算入排除（持分修正項目計上）の会計効果を、財務諸表の形式として正当化しようとするものである。AICPAの委員会による財務諸表モデルは、包括利益計算書を独立化するものではないが、コアとノンコアの分類形式によって、純利益算入排除（持分修正項目計上）の会計効果を合理化しようとしたものである。AICPAの委員会によるモデルは貸借対照表と損益計算書の連携を壊し、FASBによる包括利益計算書は両者の連携を守る点で違いがあるが、いずれの方式もそれが果たす会計効果においては基本的な違いはない。将来予測と公正価値評価の導入に合わせ純利益算入排除の会計効果を合理化する点で同じ方向性と性格をもつ。

おわりに

財務諸表の形式は、報告と表示に関わるものであり、それ自体、認識と測定に関わるものではない。しかしその形式は、実質、認識と測定のあり方を枠づけることによって、それらを規定する性格をもつ。コアとノンコアの財務諸表モデルは、将来予測要素と公正価値評価を会計に取り込む場合に、持分項目への計上が規定要因になって、資産や負債、費用、収益の計上のあり方を枠づけている。この枠づけによって、期間利益の限定化と実質的な縮小化が合理化されるのである。

コアとノンコアの財務諸表モデルは、ユーザーのニーズによって説明されるが、しかし、たとえユーザーの情報ニーズに適用したデスクロージャー・モデルであると主張されようとも、その形式は、他面、経済的な富の分配に関わる社会制度として機能することになる。この会計の制度的な機能に焦点をあててAICPAの委員会による財務諸表モデルの性格を検討すると、単なるデスクロージャー・モデルとはいえない性質が浮かび上がってくる。そのような性質を要約すると以下ようになる。

- (1) 新しい財務諸表モデルは、将来予測要素と公正価値評価を導入し、会計計算を弾力化する傾向に対応し、それらを合理化する性格をもつ。

- (2) そのモデルは、会計士のプロフェッショナル性を想定しなければ成立し得ない性格をもつ。
- (3) そのモデルは、損益計算書に計上される部面を縮小し、持分修正（その他の包括利益）項目に計上される部面を拡大することにより、利益計上の変動性を抑制するとともに、会計上の利益概念を枠付けし、縮小化させる性格をもつ。
- (4) そのモデルは、利益計算をより経営者の意図にしたがわせる性格をもつ。
- (5) そのモデルにあつては、財務諸表の要素を支配する規定要因は持分修正（その他の包括利益）項目にあり、このような規定関係を合理化する形式としての性格をもつ。

注

- (1) AICPA, Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, Improving Business Reporting- Customer Focus, 1994, p. 2.
- (2) Ibid., p. 5.
- (3) (4) (5) Ibid., p. 81.
- (6) Ibid., p. 82.
- (7) Ibid., p. 84.
- (8) Ibid., pp. 85~86.
- (9) (10) Ibid., p. 86.
- (11) Ibid., p. 87.
- (12) Ibid., p. 95.
- (13) (14) Ibid., p. 94.
- (15) Ibid., p. 95.
- (16) (17) Ibid., p. 87.
- (18) Ibid., p. 89.
- (19) Ibid., pp. 88~89.
- (20) FASB 会計基準書は、公正価値について以下のように規定している。

「金融商品の公正価値とは、意思ある団体間で強制された精算販売ではなく、商品が意思ある者の間の取引において商品が交換されるその金額である。」「参照された市場価格は、利用可能な場合、金融商品の公正価値の最上の証拠である。市場価格が利用できない場合には、経営者による公正価値の推測は、同様の特徴を持った金融商品の市場価格か、もしくは評価テクニック（例えばリスク調整やオプション・

プライシング・モデル、マトリックス・モデルにて調整された割引利率による推定キャッシュフローの現在価値)にもとづいてなされている。」(FASB No. 107, Disclosures about Fair Values of Financial Instruments, (1991), paragraph 6, 11)

- (21) FASB Exposure Draft, Accounting for Derivative and Similar Financial Instruments and for Hedging Activities, 1996.
- (22) AICPA, Comprehensive Report of the Special Committee on Financial Reporting, Improving Business Reporting-Customer Focus, p. 108.
- (23) Ibid., 1994, p. 81.
- (24) FASB Statement of Financial Accounting Standards, No. 52, Foreign Currency Translation, 1981, para. 5.
- (25) 機能通貨の判定の実態について、例えば以下の引用を参照されたい。
「SFAS 第52号のもとでは機能通貨の最終的な決定は経営者の判断に任されており、同様の経済状況にある企業でも異なった機能通貨を選択する可能性がある。例えば、同じ石油会社であっても、テキサコは米ドルを機能通貨とし、エクソンは現地通貨を機能通貨としている。両社は、同じ製品を系列をもっており、同様の市場で競争しているので、親会社と子会社の関係もほぼ同様であると推測される。」(井上達男, 『アメリカ外貨換算会計論』, 同文館, 1996年, 89~90頁)
- (26) Johnson, L. Todd and Robert J. Swieringa, Derivatives, Hedging and Comprehensive Income, *Accounting Horizons*, December 1966, p. 114.
- (27) Beresford, Dennis R., L. Todd Johnson and Cheril L. Reither, Is a Second Income Statement Needed?, *Journal of Accountancy*, April 1996, p. 70.
- (28) FASB, Reporting Comprehensive Income, Exposure Draft, 1996.
- (29) Johnson, L. Todd and Robert J. Swieringa, op. cit., p. 121.
- (30) FASB, Exposure Draft, Reporting Comprehensive Income, 1996, para. 50.